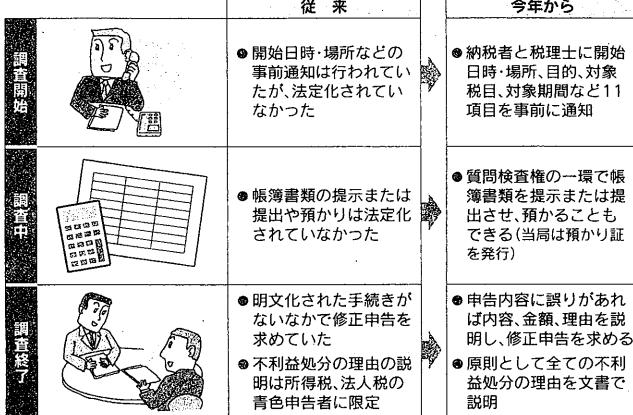


国税通則法の改正で税務調査の手続きはこう変わった



税務調査、当局に説明責任

法改正で修正申告も対象に

企業などの所得申告の内容を確認する税務調査について、税務当局が納稅者に対する説明責任をより重視するようになってきた。手続きを定めた国税通則法が変わり、今年から修正申告を求める場合などに十分な説明が必要になったからだ。透明性が高まる一方、税務調査に不慣れな中小企業は対応を迫られそうだ。

(編集委員 後藤直久)

訴訟意識、企業も準備を

埋め式は、税務調査を受けるだけの顧問先企業が受け取った更正通知書を見て驚いた。課税額を増やす理由や税額計算の過程が「5枚にわたり詳しく述べられていました」（永田氏）からだ。

「從来は、行政上の紛争である争訟にならないと当局はこままで詳しく開示しなかった」。国税不服審判所の民間専門家永田は、「裁判官の経験もある永田はこう話す。これまでの通知書は、なぜその法令に当たるか

<p>のから税額計算</p> <p>「説明が不十分だ」と目立った。(租税理士で税理士の岡田俊明氏)。詳しいところ、「異議申立て」がある場合もある(税理士)と</p> <p>大幅変更</p> <p>青色申告は所得税法</p> <p>人税で指定期間と記載する代わりに特別控除などを認める制度だ。永田氏は顧問先は青色申告者ではないが、新ルールで理由説明を受けられるようになった。「詳しい理由が早めにわかり決まりで行動をしやすくなつた」。永田氏は顧問先と相談して直ちに争訟に踏み切った。</p> <p>増額更正で示された理</p>	<p>があったのは青色申告者に対するだけだったが、改正後は原則として全ての納税者が広がった。</p> <p>青色申告は所得税法で規定している「税務訴訟に詳しい弁護士の意見を十分意識した調査をして本格化させている」(税理士志賀櫻氏)表れともいえども、当局は従来、修正申告を保ますケースが圧倒的に多かった。もちろん争訟も視野に入れて調査していくが、実際は「立証が大変」(元特別国税調査官で税理士の岡田俊明氏)。修正申告は納税者の自発的行為なので、修</p>
---	--

- 争点整理表が作成される
とみられる主なケース
- 事実の仮設・隠蔽があり、重
申算税が見込まれる案件
- 曾額更正や、無申告者への課
税処分が見込まれる案件
- 納税者からの税の減額更正の
請求に対して認めない趣旨の
通知をする場合
- ありや不正な行為による脱税
で、過去に遡って追徴課税す
る場合
- 調査に着手してから 6カ月以
上かかっている場合
- 重要事案や、事実の立証・法
解釈などが難しい案件

国税通則法の大幅改正は、民主党政権下の2001年末に実現した。税務調査の手続きを明確化・納税者の権利を守る色合いを強めた内容になっていた。当改正案は当初「納税者の事前通知」の文書化などを盛り込まれていた。当

法改正は民主党時代

時、野党の自民党は難色を示したほか、税務当局も負担増加を懸念して反対したが、税務調査の実質が「審査」や事前通知の文書化は見送られた。これで与野党が合意。改正是「奇跡的実現」(前政府税調専門家委員会議長山学院大学教授の三木義一氏)した。改正法では

が続きそうだ。

```

    graph TD
        A[税務調査後の流れ(今年から)] --> B[事前通知→税務調査]
        B --> C["結果の説明  
・申告に誤りがある場合は修正申告を求める"]
        C --> D[受け入れる]
        D --> E[修正申告]
        D --> F[不利益処分]
        E --> G[行政機関  
異議申し立て]
        F --> H[不服]
        G --> I[審査請求]
        H --> J[裁判所  
訴訟]
        I --> K[不服]
    
```

間が長引きがち」（ある税理士）だ。この結果、今年6月までの1年間の調査件数は所得税法人税で約3割も減った。納税者自身の負担も増した。「当局が問題にする争点を早めにつか的確な説明書類を準備する」（藤田氏）ことになりそうだ。

従来は重加算税のケーブルで、物証はそりていてもの念のために仮板隠蔽の認証を供述させられた場面。(麻曲氏)
がそうではないから当分が供述を求める。(あいださん)
税理士法人) こゝもある
「争訟(けいせき)」証拠(しよく)をめぐる問題(もんだい)にまつ。(志賀氏)
され、妥協(とくくわい)調査(とうさつ)から得られる印象(いんじやく)は拭(ぬぐ)えない。
中小企業を個人を中心とした調査(とうさつ)で、税務調査(ぜいむとうさつ)の手法(ほうしやく)変更(へんり)が実現(じじかん)する。
後は大企業にも波及(はいせき)する。
う。税務調査対策(ぜいむとうさつたいさく)のセミナーを開催(かいりくわい)して、「中企業経営者(じきぎょうしゃ)の参加(かう)もしくは、(大手税理士法人)の対策(たいさく)としては「普段(ふだん)の帳簿類(ちようぼるい)をきちんと記入(きにゆう)する」という趣旨(そくし)である。